

平成27年度 おおい町教育方針

「夢のあるオンリーワンの町づくり」を目指した新おおい町が平成18年3月3日に誕生してから早くも9年を経過し、平成27年度は10周年を迎えることとなった。

この間、おおい町総合計画に掲げる「健やかな心と生きる力にみなぎる人を育むまち」の実現に向けて、家庭・学校・地域の連携による町全体での取り組みがなされてきた。

また、国において、平成18年12月22日に教育基本法が改正され、それに伴って「教育振興基本計画」も策定され、基本的な方向と講ずべき施策等についても示されてきた。

しかし、大災害や重大事件の頻発、SNS・ICT社会への急激な変移、人口減少による自治体消失の懸念が起きるなど社会が混迷する中で、価値観の多様化と揺らぎも見られるようになり、教育委員会制度の改革などが行われ、学校や地域コミュニティ再編の流れも拡大しつつある。

このような中、従来にも増して教育の重要性が明確になり、我が町においても、教育の振興に向けての取り組みを、今後一層推進していかなければならない。

1 生涯学習の充実

だれもが生涯を通じて学ぶことで、自己の内面を磨くとともに、豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる機会にあらゆる場所で学習でき、その成果を活かすことができる環境を整備する。

また、だれもが、心身の健全な発達に重要な役割を果たすスポーツを、生涯を通じていつでも身近に楽しむことができるよう、地域におけるスポーツの育成、環境の整備などの取り組みを支援推進する。

2 学校教育の充実

学習指導要領の趣旨に沿って、基礎的・基本的な知識・技能の習得や、思考力・表現力・活用力等の育成などを通じて「確かな学力」を養うとともに、「生きる力」の育成を目指す。

加えて、ICT機器や各種学力調査を活かし、学力の向上を図る。

また、道徳教育や人権教育、体験活動などによって豊かな心の育成を図るとともに、スポーツに親しむ意欲や習慣を育成し、体力の向上に努める。

3 青少年の健全育成

青少年の健全育成の為、好ましい環境づくりや青少年の社会参加および交流を促進するとともに、家庭や地域社会、関係機関が連携を強化して、支援体制や相談体制を充実させ、次代を担う青少年の健全育成に努める。

4 地域教育の推進

学校内外において、人権尊重の意識を高める教育を推進するとともに、男女共同参画社会の形成に向けた学習、消費者教育、エネルギー教育、環境教育など、社会生活を営むために重要な課題に対応する学習機会の提供を推進する。

文化の振興においては、国や郷土の伝統・文化に親しみ、継承・発展させる教育の推進に努め、我が国の文化を大切にすることを養うとともに、異なる文化を持つ国の理解のために国際交流を推進する。

平成27年度 おおい町教育方針

平成27年度の教育方針を実現するため、次の重点方針で教育行政を推進する。

1 生涯学習の充実

- (1) 「おおい町生涯学習推進計画」をうけ、住民が主体的に多様な学習や活動を行うことが出来る生涯学習社会の構築を目指し、取り組みを推進する。また、各公民館が地区の活動の拠点となり、生涯学習推進委員会との連携を図る中で、それぞれの地域の特色有る取り組みを進めるとともに、各地区の取り組みを共有し発展させるネットワークの構築を目指す。
(生涯学習推進計画を踏まえた生涯学習推進事業など各種事業)
- (2) 図書館は、情報発信の拠点となりながら、住民が集える身近な施設となるよう取り組む。また、「子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもたちが読書に親しめる環境づくりを進める。
(図書館管理・運営事業、各種講座開催事業)
- (3) 公民館などは、地域の教育課題に対応し、住民への積極的な情報提供に努め、学習の拠点として機能するように努める。
(公民館等活動事業、生涯学習講座開催事業、文化活動推進事業)
- (4) 史料館・暦会館などは、他の施設などとの連携を深め、地域住民が、地域の自然、歴史、文化等に関する活動を活発に行えるよう、機会や場の提供に努める。
(文化財保護事業、郷土史料館等運営事業、企画展等開催事業、資料等整備事業)
- (5) 原子力発電所立地の町であることを活かして、エネルギーや環境に関わる産学の研究機関などとの連携による学習機会の充実に努める。
(生涯学習講座開催事業、教育設備整備事業、学力向上実践事業)
- (6) だれもが生涯を通じて、いつでも身近に親しむことができるスポーツ環境づくりを進めるため、地域における総合的なスポーツの場の育成・整備を支援する。また、指導者の育成と活用に努める。
(生涯スポーツ活動推進事業、ファミリーウォーク事業、健康マラソン事業、マリンスポーツ推進事業、保健体育管理事業)

2 学校教育の充実

- (1) 安心して子どもを託せる学校をめざして各種支援体制を充実させるとともに、一層の改善をめざして学校評価の公表に努め、家庭・地域と一体となって学校の活性化を図る。
(学校運営事業、適応支援ネットワーク事業、教育委員会事務局事業、教育を考える会事業)
- (2) 「確かな学力」を身につけさせ「生きる力」を育むため、教員の指導力を磨くとともに、町費負担教員の配置やICT機器の整備など、教育条件の向上に努める。また、各種学力調査の結果を分析し、基礎学力のさらなる定着を図ると共に、活用力や応用力の向上に努める。
(学校管理事業、ICT教育推進事業、町費負担教員配置事業、学力向上実践事業、外国語指導助手招致事業)
- (3) 安全、安心な教育環境を整備するための耐震化や地域のボランティアとの連携による学校内外の安全確保に努める。
(校舎等改修事業、学校生活ボランティア推進事業、青少年愛護センター事業)
- (4) 豊かな心と健やかな体をつくり、あわせて、規範意識を高め、責任ある社会の一員としての自覚を養う。
(道徳教育、学力向上実践事業、読書活動の奨励)
- (5) 学校における体育及び部活動の推進を図り、体力、気力を向上させるとともに、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲・能力を育成する。
(学校運営事業、児童・生徒輸送委託事業)

- (6) いじめや不登校などの状況を早期に把握し、的確に対応するとともに、自他の生命を尊重する指導や個に即した生徒指導に努める。
(いじめ防止基本方針策定、人権教育推進事業、適応支援ネットワーク事業)
- (7) 発達障害を含む障害のある子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な支援を行うため、特別支援教育支援員を配置するなどの体制整備を充実する。
(教育委員会事務局事業、町費負担教員配置事業)
- (8) 子どもたちに望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせるため、学校・家庭・地域の連携による食育の充実、及び、医療機関との連携による健康教育の推進を図る。
(学校管理事業、名田庄調理場管理運営事業、給食センター等運営事業)
- (9) 子どもたちの勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方についての自覚を高めるために、小・中学校でのものづくり体験や中学校での職場体験活動など、キャリア教育を推進する。
(学力向上実践事業)
- (10) 教員は、子どもたちの心身の発達、ならびに、人格の形成に大きな影響を与える存在であり、常に資質の向上に努めるとともに、子どもと向き合う時間をつくる努力をする。
(教育振興事業、学力向上実践事業)

3 青少年の健全育成

- (1) 「青少年愛護センター」や「青少年育成町民会議」などと連携して青少年に有害な環境を排除するとともに、青少年も取り込んだ事業や活動を推進し、社会の一員としての自覚を養い、好ましい生活習慣を育てる。
(青少年愛護センター事業、成人式事業、子ども会活動支援事業)
- (2) 青少年の健全育成を支えるより良い家庭環境・生活環境作りを進めるため、家庭や学校、地域が一体となって、情報交換や問題解決の取り組みを推進する。
(社会教育団体支援事業、教育を考える会事業、教育委員会事務局事業)
- (3) 異なる文化を持つ人々との相互理解を深め、国際社会において主体的に行動できる人材を育成するため、国際理解教育の推進を図る。
(中学生海外派遣事業、国際交流協会活動支援事業、外国語指導助手招致事業)

4 地域教育の推進

- (1) 伝統や文化を尊重し、住民が自分の地域に誇りを持てるよう地域教育に取り組むとともに、郷土の伝統文化を継承・発展させるための活動を支援する。
(文化伝承振興事業、郷土史料館等運営事業、企画展等開催事業、文化財保護事業、文化財愛護少年団事業)
- (2) 地域社会において人権尊重の意識を高める教育を推進するとともに、男女共同参画社会に向けた学習や、社会生活を営む上で重要な課題に対応する力を養うため、学習機会の提供に努める。
(人権教育推進事業、町民教養講座開催事業)
- (3) 地域の施設を利用して子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域住民の参画を得ながら、学習活動や様々な体験・交流の場を増やし、その健全な育成を図る。
(放課後子ども教室推進事業、スポーツ少年団活動事業、町内施設利用事業)
- (4) 教育委員会の機能の強化と責任体制の明確化を図るとともに、その体制の充実に努める。
(教育委員会事業、教育振興事業、教育委員会事務局事業)